鳥羽志勢広域連合 第6次広域計画 (案)

計画期間:令和6年度~令和10年度

令和6年2月 鳥羽志勢広域連合

051108-1200

一広域計画 目次一

1.	広域計画策定の趣旨	1
2.	圏域の概況	2
3.	沿 革	3
4.	第5次広域計画の総括	4
5.	広域計画の項目	6
	施設の設置、管理及び運営に関すること	6
(:	2) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること	9
(:	3) 介護保険に関する次の事務に関すること	
	アー介護認定審査会の設置運営に関する事務	
	イ 要介護認定、要支援認定、更新等に関する事務	
	ウ 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく	
	連絡調整に関する事務	14
<i>c</i>	YDC。(株装司公共)理及日毎)にのいて	10
\mathbf{v} .	SDGs(持続可能な開発目標)について	18

1. 広域計画策定の趣旨

鳥羽志勢広域連合広域計画(以下「広域計画」という。)は、鳥羽志勢広域連合規約(平成11年三重県指令南企第2-85号)の第5条に規定されている3項目¹を総合的かつ計画的に推進するために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の7の規定²に基づき鳥羽志勢広域連合(以下「広域連合」という。)が策定するもので、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町(以下「関係市町」という。)やその住民に対して、広域連合が掲げる事務処理の方針や目標を示し、事務を遂行していくための指針となるものです。

広域連合は、平成11年の設立以降、5年ごとに広域計画を策定・改定しており、 令和5年度には「ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を処理する区域」へ南伊勢町が加わったことから、令和4年度に第5次計画(計画期間:令和元年度~令和5年度)の一部を改定しています。そうした中、令和5年度で第5次広域計画の計画期間が満了することから、今回、新たに「第6次広域計画」を策定しました。

第6次となる本広域計画の策定においては、広域連合を組織する関係市町の施策との調和を図りながら、経緯、現状と課題、今後の方針・計画及びSDGsとの関連性を明記し、広域行政の推進における有効性と実効性の高い計画としました。

なお、計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、計画期間の満 了前に見直しを行います。また、必要に応じて随時改定を行っていくものとして います。

¹ 鳥羽志勢広域連合規約(平成11年三重県指令南企第2-85号)の第5条に規定されている3項目(抜粋)

⁽¹⁾ し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びにし尿及び浄化槽汚泥処理施設の設置、管理及び運営に関する

⁽²⁾ ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。

⁽³⁾介護保険に関する次の事務に関すること。

ア介護認定審査会の設置運営に関する事務

イ要介護認定、要支援認定、更新等に関する事務

ウ介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく連絡調整に関する事務

² 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 291 条の 7 の規定(抜粋)

広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

2. 圏域の概況

広域連合の圏域は、三重県の南東部に位置し、伊勢志摩国立公園に鳥羽市・志摩市のほぼ全域及び南伊勢町の一部が含まれるなど、豊かな自然をはじめ、風光明媚な景観のリアス海岸を有し、水産業と観光業が主な産業となっている地域です。また、都市部と地方での要因は異なるものの、全国的な傾向と同様、圏域においても人口減少、少子高齢化の傾向が続くことが予想される地域でもあります。

【関係市町別面積・人口・世帯数】

(単位:人·世帯)

			令和元年		令和2年		令和3年		4年	令和5年	
関係市町(kmi)		人口	世帯数	人口	世帯数	口人	世帯数	人口	世帯数	口	世帯数
鳥羽市	107. 34	17, 918	7, 670	17, 525	7, 382	17, 187	7, 383	16, 788	7, 297	16, 402	7, 274
志摩市	178. 94	46, 666	19, 965	46, 057	19, 568	45, 056	19, 469	43, 933	19, 381	42, 873	19, 315
南伊勢町	241. 89	11, 231	5, 170	10, 989	4, 977	10, 594	4, 867	10, 228	4, 803	9, 877	4, 703
管内計	528. 17	75, 815	32, 805	74, 571	31, 927	72, 837	31, 719	70, 949	31, 481	69, 152	31, 292

- ※ 人口及び世帯数 三重県発表の月別人口調査(各年10月1日現在)
- ※ 面積 国土地理院発表の全国都道府県市町村別面積調(令和5年4月1日現在による)

【人口推計】 (単位:人)

関係市町	令和7年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
鳥羽市	15, 364	13, 492	11, 763	10, 114	8, 572
志摩市	41, 277	36, 894	32, 674	28, 644	24, 848
南伊勢町	9, 060	7, 476	6, 087	4, 904	3, 892
管内計	65, 701	57, 862	50, 524	43, 662	37, 312

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域将来推計人口(平成30(2018)年推計)」



3. 沿 革

鳥羽志勢広域連合は、平成11年4月1日に鳥羽市、志摩郡5町(浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町)及び度会郡南勢町、南島町の1市7町(現在は合併により2市1町)の「し尿処理」、「ごみ処理」、「介護保険」の事務事業を広域にわたり総合的かつ計画的に行うことを目指して設立しました。

まず、し尿処理事業では、前身である志勢環境衛生組合から平成11年度に事業を引き継いだ後、平成19年度からは鳥羽市白木町地内において鳥羽志勢クリーンセンターが稼働しました。令和4年度では2市1町の総計で52,592kℓのし尿及び浄化槽汚泥を受け入れ、環境基準に配慮しながら安全かつ安定的に処理を行っています。

次に、ごみ処理事業では、平成26年度からやまだエコセンターが稼働し、鳥羽市及び志摩市の2市のごみ処理を行ってきましたが、令和5年度から南伊勢町が加入し、南伊勢町のごみの搬入が開始されたことにより、2市1町の総計で可燃ごみ量約27,000 t、資源ごみ量約3,900 tの処理を想定しており、やまだエコセンターの処理能力を最大限活用した業務運営を行っています。

さらに、介護保険事業では、家族の介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に、平成12年度に介護保険制度が開始されて以降、鳥羽市及び志摩市の2市の認定調査から審査・判定に至る一連の業務を全国一律の基準に基づき行っており、令和4年度では、年間4,841件の要介護認定申請の事務処理を行っています。

4. 第5次広域計画の総括

人口減少が進み広域行政の役割が一層重要視される中、広域連合の処理する事務については、広域連合と関係市町とが相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら、これまで着実にその実績を積み重ねており、この地域のエッセンシャルワーク³として定着しています。

また、気候変動問題は、ますます深刻化しており、原因とされる温室効果ガス排出量は、世界の経済成長につれて急増し、今後さらに深刻さが増すと予想される中で、世界規模で温室効果ガスの排出量の削減に向けた対応が加速しています。そういった情勢の中、広域連合では、令和3年4月に「第2次鳥羽志勢広域連合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、環境負荷の削減等に向けた取り組みを実施し、定期的に点検しながら進捗状況を確認することで本計画における取り組みを適切に推進しています。

今回、第6次広域計画の策定にあたり、第5次広域計画の各項目における総括を次のとおり行いました。

【衛生課】管内の「し尿及び浄化槽汚泥」(以下「し尿等」という。」は圏域6箇所の中継槽を活用しながら収集運搬業務を安全に実施しました。受入先である鳥羽志勢クリーンセンターの計画処理量は155kl/日であり、令和4年度においては稼働率93.0%と依然高い水準での運転が続いていますが、圏域の人口減少に伴い稼働当初からは緩やかな減少傾向の中、安全かつ安定的に運転を行いました。

また、関係市町の共用施設として、その中間・高台に位置する当施設は緊急輸送 道路にも面している利点を有しています。

このことから令和2年10月には「災害時における災害ボランティアセンター設置」について、広域連合及び関係市町での協定を締結し、災害発生後における迅速な復旧活動の一翼を担うこととなりました。

【環境課】ごみ処理施設の運営では、施設利用者に処理不適物の混入防止や分別の 徹底をお願いし、環境基準を遵守した安全かつ安定的な運転を行いました。

-

³ 日常生活の維持に欠かせない職種(仕事)

啓発活動については、社会科見学として管内全域の小学4年生を受け入れるとともに、一部の中学校で出前授業も実施し、ごみの分別や資源リサイクルの重要性を説明しました。また、やまだエコセンターのホームページを活用することにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、分別の徹底やごみ減量の啓発を行いました。

災害廃棄物の処理については、令和元年の台風 19 号により志摩市を中心に災害 廃棄物が発生しましたが、鳥羽市及び志摩市と協力し短期間で効率よく処理し、 他の風水害や火災等の対応も現地確認の実施により、適正処理を行いました。

災害廃棄物対応に係る人材育成では、三重県の災害廃棄物の処理に関する研修 会等に参加し、有事の際、関係市町と協力し迅速に処理を行うための知識向上に 努めました。

【介護保険課】高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、介護保険サービスなどの多様なサービスを必要な時に利用することができるように要介護認定に関する事業を進めました。

介護認定審査会を適正に実施するため、介護保険の制度改正に伴う更新認定有 効期間の変更等に対応し、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等と連携し、医療・保 健・福祉の各分野からの介護認定審査会委員を確保しました。

また、認定調査の適正な実施及び介護認定申請件数の増加に対応するため、適切な介護保険認定調査員数を確保しました。

さらに、要介護認定が一律の基準で公平・公正かつ適正に実施されるよう、介護 認定審査会委員、介護保険認定調査員、主治医及び介護認定審査会事務局職員に 対して研修を実施、要介護認定に関わる全ての者の資質向上を図りました。

そのほか、鳥羽市及び志摩市の2市が策定する「介護保険事業計画及び高齢者 福祉計画」に適切な情報提供を行うなど連絡調整を図りました。

5. 広域計画の項目

(1) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びにし尿及び 浄化槽汚泥処理施設の設置、管理及び運営に関すること

鳥羽市・志摩市・南伊勢町













し尿等は、海洋投棄により処理が行われていましたが、ロンドン条約の批准を 受け国内でも平成19年2月から海洋投棄処分が禁止されました。

し尿処理を行う鳥羽志勢クリーンセンターは、鳥羽市白木町地内において平成 16年度に着工し、平成19年度に稼働しました。

当施設は、計画処理量 155 ke/日のし尿等の処理を膜分離高負荷脱窒素処理方式 で行い、更に厳しい水質基準を満たすために超高度処理ができる脱塩設備を用い、 安全かつ安定的に運転を行っています。

現状と課題

志摩市及び南伊勢町にある6箇所の中継槽は適切に維持管理できており、効率 的に中継業務を実施しています。

また、し尿処理施設については搬入量や状態に応じた運転と定期的な管理によ り、稼働時から安定した処理能力を維持しています。

①中継業務

- ●し尿等の収集運搬については、関係市町で協力し効率的かつ計画的に行ってい ますが一部中継槽では老朽化の進んでいるものもあり、将来的な移転を含めた 検討を行っていく必要があります。
- ●中継運搬業務操業前、職員のアルコールチェック、車両安全点検、天候・道路状 況等の情報共有を行うことで交通安全意識の醸成に努めています。

②し尿処理施設運転及び管理

●し尿処理施設については稼働から16年以上経過していますが、日常点検と法定

点検等に基づき、必要な修繕・設備更新により安定した機能を維持しており、し 尿等の処理について、安全かつ安定的に運転を行っています。

●し尿等の年間搬入量については、人口減による減少はあるものの計画処理能力の90%以上となっており、搬入量の多くなる季節には過負荷の状況にあります。その要因としては、下水道等の加入率の伸び悩みと合併処理浄化槽の整備による浄化槽汚泥の増加です。そのため、し尿等の濃度も稼働当初より薄くなり、当施設の運転状況も依然として余裕のない状態にあるため、し尿等の適切な処理を今後も継続していく必要があります。





〈関係市町別し尿・浄化槽汚泥搬入量見込〉

(甲	位	:	Kℓ)	

関係市町	種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
自切士	し尿	1, 358	1, 279	1, 205	1, 135	1, 069	1, 067
鳥羽市	浄化槽汚泥	7, 867	7, 959	8, 052	8, 146	8, 241	8, 225
志摩市	し尿	12, 403	12, 378	12, 354	12, 329	12, 305	12, 281
心摩巾	浄化槽汚泥	25, 313	25, 262	25, 212	25, 162	25, 112	25, 062
南伊勢町	し尿	1, 821	1, 560	1, 312	1, 177	1, 045	906
用げ労叫	浄化槽汚泥	2, 704	2, 695	2, 692	2, 649	2, 613	2, 563
した	录合計	15, 582	15, 217	14, 871	14, 641	14, 419	14, 254
浄化村	曹汚泥計	35, 884	35, 916	35, 956	35, 957	35, 966	35, 850
し尿・浄化	比槽汚泥合計	51, 466	51, 133	50, 827	50, 598	50, 385	50, 104

※関係市町の各種計画及び搬入実績量をもとに見込を算出。

今後の方針・計画

関係市町のし尿等の処理にかかる課題の解決に向け、中継運搬業務並びにし尿 処理施設の運転の方針や取り組み事項を計画的に進め、今後も地域住民の生活の 安全・安心と自然環境の保全に努めます。

①中継業務

- ●中継業務で使用する中継槽・車両については老朽化に伴う修繕・新設・購入を行うことで必要な機能を維持していきます。
- ■職員を対象とした安全運転研修を実施するなどの、安全管理に関する取り組みを行います。

②し尿処理施設運転及び管理

- ●今後の搬入量の増減や濃度の変化に適切に対応するため、これまでの分析結果 やその経験を活かし、職員の専門研修及び他団体の視察等で知識の向上を図り ながら安全・安心でより効率的な運転手法を実行することで経費の削減に努め、 持続可能な処理施設を目指します。
- ●し尿処理汚泥の熱分解を適正に行い、有機肥料を地域に還元することで循環型 社会の形成を推進していきます。
- ●地域住民のご理解ご協力のもと稼働し、安定した運営を続けてきた当施設においては、適切な点検と検査結果に基づき計画的な修繕・整備更新を行うことで長寿命化を図ります。

(2) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること

鳥羽市・志摩市・南伊勢町











平成19年3月に施設構想の枠組みを示す「ごみ処理施設整備構想」、平成21年 11月に最新の技術動向を調査し、最適な廃棄物処理施設の構想を立てることを目 的に「廃棄物処理施設整備基本構想」を策定しました。

また、建設工事については平成22年9月に施設建設に向けた具体的な計画とし て、「ごみ処理施設建設に伴う施設整備基本計画書」を策定しました。

ごみ処理を行うやまだエコセンターは、志摩市磯部町山田地内において平成23 年度に着工し、平成26年度に稼働を開始しました。稼働開始から令和5年度で9 年が経過しましたが、20年間の長期包括業務委託契約により運営を行い、安定稼 働を継続しています。なお、令和4年度までは鳥羽市及び志摩市のごみ処理を行 ってきましたが、令和5年度から南伊勢町もごみ処理事業に加入し、2市1町の ごみ処理を行うことになりました。

現状と課題

当施設は、ガス化溶融炉方式により95 t/日の可燃ごみを処理する高効率ごみ発 電施設と不燃・粗大ごみ、その他プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん 類、白色トレイ・発泡スチロール類、雑紙、缶類、紙類、蛍光管・乾電池の資源ご みを処理するマテリアルリサイクルセンターを併設しています。

高効率ごみ発電施設の年間処理計画量は25.511 t でしたが、令和5年度から南 伊勢町の加入に伴い、年間の運転計画を見直し27,000 t まで処理する体制を整え ました。令和5年度の可燃ごみ搬入量の推定値は26,137 t、稼働率は96.8%、リサ イクルセンターの年間処理計画量は9,396 t、令和5年度の資源ごみ搬入量の推定 値は3,266 t、稼働率は34.8%となりました。

①可燃ごみの処理

- ●可燃ごみの処理については高効率ごみ発電施設においてシャフト式ガス化溶融炉2基で行い、処理の過程で発生する余熱を利用して蒸気タービン発電を行っています。発電した電力は施設内で利用し、余剰分は電力会社に売却していますが、非バイオマス分については買取価格が不安定なため、買取先について再検討する必要があります。
- ●高効率ごみ発電施設における可燃ごみの処理は安定的に行っており、今後も継続して安定稼働を行うため、処理不適物混入の防止や分別による可燃ごみの抑制が必要となります。
- ●令和5年度から南伊勢町の搬入が開始されたこともあり、ごみ量を継続的に注視して運転計画などの見直しを行う必要が生じます。





(単位: t)

関係市町	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
鳥羽市	7, 278	7, 169	7, 061	6, 955	6, 851	6, 748
志摩市	15, 546	15, 173	14, 809	14, 453	14, 106	13, 768
南伊勢町	3, 313	3, 157	3, 009	2, 868	2, 733	2, 632
合 計	26, 137	25, 499	24, 879	24, 276	23, 690	23, 148

※搬入実績量をもとに見込を算出。

②資源ごみの処理

- ●住民の協力により分別されリサイクルセンターへ搬入した資源ごみは高速回転 式破砕機や手選別でさらに分別を行い、異物や危険物を除去して搬出していま す。
- ●資源ごみは適正に処理していますが、ごみの減量化や更なるリサイクル推進の ためには、今後も分別の徹底が必要となります。
- ●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律等の新制度への対応については、分別の見直しに関連する制度改正もあるため、県内の自治体の動向等情報収集を行い、関係市町と連携を図り、実施の検討が必要となります。



(単位: t)

関係市町	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
鳥羽市	565	556	548	540	531	524
志摩市	2, 241	2, 187	2, 135	2, 084	2, 034	1, 985
南伊勢町	460	438	417	398	380	365
合 計	3, 266	3, 181	3, 100	3, 022	2, 945	2, 874

※搬入実績量をもとに見込を算出。

③施設の運転・維持管理

●ごみ処理を適正に行うとともに、計画的な施設稼働に努めており、今後も環境 基準を遵守しながら安全・安心な施設の運転・維持管理が必要となります。

④環境啓発の推進

- ●施設見学や広報誌を利用して、ごみの減量化やリサイクルの仕組みについて啓発を行っています。
- ●更なるごみの減量化やリサイクルの推進を目指すため、積極的な施設見学利用 の促進や広報活動による環境啓発の推進が必要となります。
- ●やまだエコセンターのホームページを活用して環境啓発の推進を行っています。

⑤災害廃棄物の処理

- ●台風や水害などにより発生した災害廃棄物は、関係市町と協力しながら対応し、 適正にごみ処理を行っています。
- ●大規模災害発生時においては、生活環境と公衆衛生の観点から衛生的かつ円滑な処理を行うことが必要となります。

⑥二酸化炭素排出量の削減

■関係市町のゼロカーボンシティ宣言に対する取り組みを実施する必要があります。

今後の方針・計画

廃棄物の発生抑制 (リデュース: Reduce)、再使用 (リユース: Reuse)、再生利用 (リサイクル: Recycle) の3 Rに、レジ袋などを断る (リフューズ: Refuse) を加えた4 R運動を推進し、循環型社会を持続していくために、次の計画を実施していきます。

①可燃ごみの処理

●処理不適物の混入防止や関係市町の分別の徹底によるごみ減量化に協力し、処理を行います。

②資源ごみの処理

●資源ごみの分別状況を把握・分析し、適切な分別ができるように関係市町と情

報共有しながらリサイクルの推進を図っていきます。

③施設の運転・維持管理

- ●施設の運転計画に沿って安全運転、維持管理に取り組んでいきます。
- ●関係市町の将来負担の抑制に努めます。
- ●日常点検、法定点検及び排ガス測定などの環境測定結果をもとに施設の適正管理に努めます。

<やまだエコセンターの公害防止基準>

排ガス測定項目	公害規制値	根拠
ばいじん濃度	0.01g/m³N 以下	自主規制値
硫黄酸化物濃度	50ppm 以下	"
塩化水素濃度	50ppm 以下	"
窒素酸化物濃度	150ppm 以下	"
ダイオキシン類排出濃度	0.1ng-TEQ/m³N以下	"
水銀排出濃度	50 μg/Nm³以下	大気汚染防止法

④環境啓発の推進

- ●中学生の職業体験や自治会などの施設見学の受け入れを積極的に行い、環境問題に対する意識を深める環境教育を行っていきます。
- 4 R運動を推進していくため、広報誌やホームページなどで啓発を行っていきます。

⑤災害廃棄物の処理

- ●広域連合及び関係市町の災害廃棄物処理計画に沿って、県・関係市町と連携を図り、環境へ配慮しながら適正に処理を行っていきます。
- ●災害廃棄物処理計画の実効性を高め、効果的に推進していくために、災害廃棄物処理に対応できる人材育成に努めます。

⑥二酸化炭素排出量の削減

●効果的な事例について情報収集を行い、2050年ゼロカーボン達成ための取り組みを積極的に推進します。

(3) 介護保険に関する次の事務に関すること

- ア 介護認定審査会の設置運営に関する事務
- イ 要介護認定、要支援認定、更新等に関する事務
- ウ 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく 連絡調整に関する事務

鳥羽市·志摩市



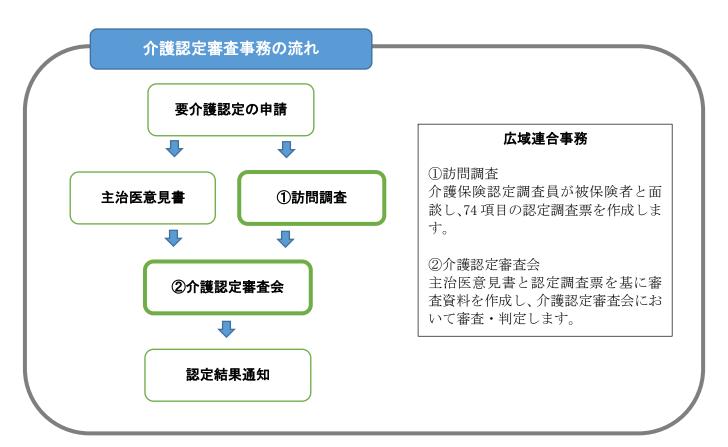


経緯

高齢化が進展する中で、高齢者を社会全体で支え、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、平成12年4月から介護保険制度がスタートしました。

広域連合は鳥羽市及び志摩市の2市が行う介護保険事務のうち、介護認定調査 並びに医療・保健・福祉の専門家で構成された介護認定審査会の設置及び運営に 関する事務を共同処理するものと位置付けられています。

また、要介護・要支援認定にあたっては、介護認定審査会を毎週複数回開催し、 速やかな審査・判定を行っています。

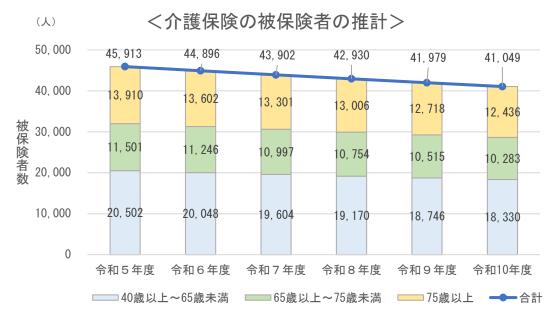


現状と課題

介護保険制度発足後から高齢化は更に進展し、鳥羽市及び志摩市の2市の高齢 化率は約41.4%(令和5年9月末現在)となっています。今後、65歳以上の被保 険者数は減少する見込みですが、介護ニーズを有する85歳以上人口の割合は増加 すると考えられるため、要介護(要支援)認定者実数(以下「認定者実数」とい う。)に大きな変化は見られないと想定されます。

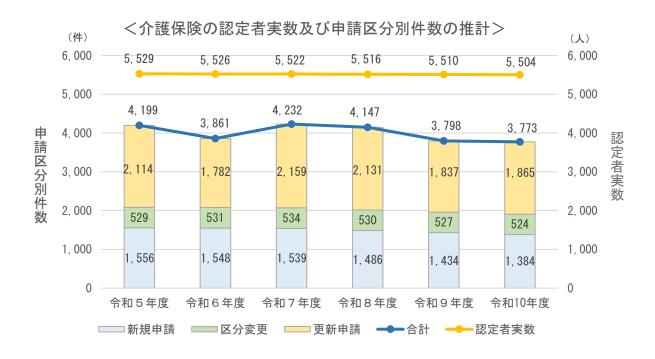
また、介護保険制度改正により平成30年度に要介護認定に係る更新認定有効期間の上限が「24か月」から「36か月」に、さらに令和3年度には更新認定者が直前の要介護認定と同じ要介護度となった場合の更新認定期間の上限について「36か月」から「48か月」に延長することが可能となりました。

今後は、国の第9期介護保険事業(支援)計画の基本方針に示された、介護認定 審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取り組みの推進について検討する必 要があります。



(単位:人)

年齢区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
40 歳以上~ 65 歳未満	20, 502	20, 048	19, 604	19, 170	18, 746	18, 330
65 歳以上~ 75 歳未満	11, 501	11, 246	10, 997	10, 754	10, 515	10, 283
75 歳以上	13, 910	13, 602	13, 301	13, 006	12, 718	12, 436
合 計	45, 913	44, 896	43, 902	42, 930	41, 979	41, 049



(単位:人・件)

申請区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
新規申請	1, 556	1, 548	1, 539	1, 486	1, 434	1, 384
区分変更	529	531	534	530	527	524
更新申請	2, 114	1, 782	2, 159	2, 131	1, 837	1, 865
合 計	4, 199	3, 861	4, 232	4, 147	3, 798	3, 773
認定者実数	5, 529	5, 526	5, 522	5, 516	5, 510	5, 504

①介護認定審査会の設置運営に関する事務

- ●業務の簡素化や効率化を図るため、デジタル技術を活用した取り組みについて 検討する必要があります。
- ●適正な介護認定審査を実施するため、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等と連携し、医療・保健・福祉の各分野からの介護認定審査会委員の確保に努める必要があります。

②要介護認定、要支援認定、更新等に関する事務

- ●市民の利便性向上と業務の効率化を図るため、デジタル技術を活用した取り組みについて検討する必要があります。
- ●知識の充実や適切な介護保険認定調査員数の確保に努める必要があります。

③介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく連絡調整に関する事務

●計画を作成するための情報交換等について、鳥羽市及び志摩市の2市と調整する必要があります。

今後の方針・計画

本計画期間中に団塊の世代が全員 75 歳以上となる令和 7 年を迎え、また、国は 令和 19 年には国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上の者となると見込んでいます。

このように高齢化が進展する中、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスの円滑な提供が必要となっています。そのなかでも要介護認定は、介護保険サービスの利用を決定する重要なもので、適正かつ迅速な実施が求められています。そのため、モバイルを活用した介護認定調査やオンライン介護認定審査会の実施を検討します。

①介護認定審査会の設置運営に関する事務

- ●適正な介護認定審査を実施するため、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等との連携を密にし、医療・保健・福祉の各分野からの介護認定審査会委員を確保していきます。
- ●介護保険の制度改正に伴う認定審査方法の変更等に適正に対応していきます。
- ●介護認定審査の適正化並びに平準化を促進するため、県主催研修会の活用や独 自の研修会を実施するなど介護認定審査会委員の自己研鑽の機会を設けます。
- ●介護認定審査会委員の審査会場への移動時間削減、資料のペーパーレス化及び 資料作成作業時間の削減など業務の効率化を図るため、オンライン介護認定審 査会の実施を検討します。

②要介護認定、要支援認定、更新等に関する事務

- ●適切な介護保険認定調査員数を確保します。
- ●介護認定調査時にモバイル端末機を活用することで認定調査票の作成時間短縮 及びペーパーレス化を目指します。
- ■適正な介護認定調査を実施するため、県主催研修会の活用や独自の研修会を実施するなど介護保険認定調査員の自己研鑽の機会を設けます。

③介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく連絡調整に関する事務

●鳥羽市及び志摩市の2市が策定する「介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」について、適切な情報提供をするなど2市との連絡調整を図ります。

6. SDGS(持続可能な開発目標)について

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

広域連合においても、SDGs の目標達成に向け、広域連合の処理する事務について 持続可能なエッセンシャルワークとして進めていきます。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT



鳥羽志勢広域連合 関係市町







鳥羽市 志摩市 南伊勢町